

航 空 自 衛 隊 仕 様 書				
仕様書の 種 類	内容による分類	装 備 品 等 仕 様 書		
	性質による分類	個 別 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号		
品 名 又は 件 名	輪島分屯基地仮設事務所の借上	空幕L P S－計1 X 0 0 0 1		
		大 臣 承 認	令和 年 月 日	
		作 成	令和 8 年 月 日	
		改 正	令和 年 月 日	
			令和 年 月 日	
		作成部 隊等名	航空幕僚監部 事業計画第1課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊輪島分屯基地において使用する仮設事務所の賃貸借について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C & L P S－Y 0 0 0 0 7 の 1.2 による。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 引用文書

1) 仕様書

C & L P S－Y 0 0 0 0 7 調達品等一般共通仕様書

2) 法令等

建築基準法（昭和25年法律第201号）

建設業法（昭和24年法律第100号）

消防法（昭和23年法律第186号）

都市計画法（昭和43年法律第100号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達5号）

b) 関連文書

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

建築基準法施行規則（昭和25年省令第40号）

消防法施行令（昭和36年政令第37号）

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

2 役務に関する要求

2.1 全般

本仕様書により設置する施設は、要求性能を満足する市販製品又は同等以上の性能を有するものとし、その構造形式、工法及び製造方法は指定しない。詳細は本仕様書による。

2.2 共通事項

2.2.1 現場

役務区域の仮囲いは、原則としてA型バリケードを使用する。仮囲いの範囲は安全に作業出来る範囲を見込む。また、役務に必要な現場事務所、手洗い及び仮設トイレを見込み、位置については、監督官と調整する。

2.2.2 軽微な変更

履行に際し、現場の納まり、取り合わせ等のために、位置又は工法及びそれらによる部材等の数量に僅少な増減が発生する等の軽微な変更は、監督官と協議し、その指示に従うこととする。この場合の請負金額及び履行期間については変更しない。

2.2.3 安全管理

安全管理は、次による。

- a) 現場代理人は、役務場所の安全衛生に関する管理責任者となり、関係法令等に従い管理を行う。ただし、別に責任者を定めた場合は、これに協力する。
- b) 現場代理人は、常に現場の整理整頓を行い、危険箇所の点検等、事故の未然防止に努めることとする。

2.2.4 養生

契約の相手方は、履行関係区域内において適切な方法で養生し、実施個所は次による。

- a) 未使用の機械及び材料。
- b) 履行済みの部分。
- c) 在来部分。
- d) 汚染又は損傷のおそれのあるもの。

2.2.5 後片付け及び清掃

契約の相手方は、設置完了にあたり、この役務に関する部分の後片付け及び清掃を行う。

2.3 構成

構成は、表 1 のとおり。

表 1－構成

名 称	数量	単位	備 考
事務所	1	棟	平屋建て 約 5 0 m ² (基準)

2.4 構造・形状・寸法

事務所の構造、形状及び寸法については、建築基準法及び消防法等に定める関係規定に適合するものとし、建築基準法第 18 条の規定に基づく建築主事の検査を受けることが必要な場合は、当該検査を受けるものとする。詳細は次のとおりとする。

なお、建築基準法第 85 条第 6 項及び建築基準法施行令第 147 条による緩和は適用しない。

2.4.1 事務所

2.4.1.1 建築概要

平屋建て施設（延床面積 50 m²程度）とし、要求性能を満足するものとする。構造形式、工法及び製造方法は指定しない。

2.4.1.2 基本構造

基本構造は、次による。

- a) 構造は、設計荷重に対して十分な強度及び耐久性を有し、建築基準法その他関係法令に適合する。
- b) 有効内寸法は、間口 10 000 mm±200 mm×奥行 5 000 mm±200 mm とし、室内の有効天井高は 2 400 mm 以上を確保する。
- c) 施設は、設置期間中の固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風荷重及び凍上の影響に対して十分な安全性を有するものとし、基礎形式及び支持構造は指定しない。
- d) 据え付けは、水平を確保する。
- e) 屋根は、積雪及び風荷重に対し十分な性能を有する。なお、屋根は建物前面への落雪を防止し、積雪を建物背面側へ処理しやすい構造とする。また、出入り口には庇を設ける。
- f) 外壁は、十分な断熱性能及び耐久性を有するものとし、その性能はサンドイッチパネル（t=40 以上、硬質ポリウレタンフォーム充填）と同等以上とする。
- g) 天井は、十分な断熱性能及び耐久性を有するものとし、その断熱性能は断熱材（グラスウール等）を敷設したパネル式天井と同等以上である。
- h) 床は、断熱性能を有し、耐久性及び維持管理性に優れた仕上げとする。また、出入口屋内側には土砂及び水分の持込みに配慮した防滑仕上げを設けるものとし、その範囲は概ね 1 800mm×900mm 以上とする。
- i) 桁行部には、有効開口寸法として幅 1 700mm 程度、高さ 2 000mm 程度を確保した出入口を設ける。出入口は施錠可能であり、防風、防雨及び防犯上支障のない構造とする。
- j) 採光及び換気に必要な外部窓を設ける。外部窓は施錠可能とし、ブラインド、カーテンその他目隠し又は遮光が可能な設備を備える。
- k) 外部窓の性能は、耐風性を S-3 以上、気密性を A-4 以上とする。
- l) 室内に使用する仕上げ材料、建具及び天井裏等については、シックハウス対策を講ずる。
- m) 契約締結後速やかに計画場所の地盤調査を実施し、必要な地耐力及び安全性を確認の上、適切な支持方法を検討する。地盤補強又は支持構造が必要な場合は、設置期間中の安全性及び撤去時の原状回復に配慮した工法を採用する。これらに要する費用は本契約に含むものとする。なお、計画地における過去の地盤支持力測定結果を参考資料として**別図第 7**に示す。当該資料は設置計画の検討に資するため提供するものであり、地盤条件を保証するものではない。受注者は当該資料を参考としつつ、契約締結後に実施する地盤調査結果に基づき、必要な支持方法及び安全性を確認する。
- n) 配線引込用開口部を 3 か所設ける。開口部の有効寸法及び位置は**別図第 3**のとおりとし、開口部には開閉可能な蓋を設け、未使用時は確実に閉鎖できる構造とする。また、蓋は風圧等により飛散又は脱落しない構造とする。軽微な変更が必要な場合は監督官と協議の上決定する。

2.4.1.3 電気設備

電気設備は、次による。

- a) 事務所引込開閉器盤への電源供給は、建物番号#181局舎から三相3線式（以下、「3φ3W」という。）で引込み、逆V変圧器で单相3線式（以下、「1φ3W」という。）1回路に変圧する。なお、事務所製作期間中に必要な電源は受注者にて準備し、発注者支給の電源供給用ケーブルを受注者にて布設の上、完成検査時に接続する。
- b) 照明はLED灯とし、500 lxを確保する。
- c) 屋外用LED投光器は、水銀灯200 W形相当を2台設置する。
- d) 照明用スイッチ、換気扇用スイッチ及び屋外投光器用スイッチは、出入り口付近の屋内壁面に1か所設置する。
- e) コンセントの位置は、**別図第1**による。
- f) 屋外に防水コンセントを2か所設置する。
- g) 電灯分電盤（L-1）は、主幹を1φ3W 210/105 V、40 A、分岐数を20 A×7回路とし、電源は引込開閉器盤から引込む。
- h) 電源ケーブルの敷設にあたっては、**別図第6**に示す区間について、車両運行に支障を及ぼさないようケーブルプロテクタを埋設する。使用するケーブルプロテクタは、耐荷重50 t以上、3線口、ケーブル収納径30mm以上の性能を有するものとする。
- i) 設置する電気設備及び配線材料は新品とする。

2.4.1.4 空気調和・換気設備

空気調和・換気設備は、次による。

- a) 空気調和機の設置位置は**別図第2**による。空気調和機能力は、冷房能力12.5kW以上、暖房能力14.0kW以上、電源3相200 Vの寒冷地仕様とし、自動霜取り機能及び低外気温暖房運転機能を有する。
- b) 室外機は、積雪、吹き溜まり、強風及び耐震性を考慮した構造とし、架台設置又は壁面取付けにより、室外機下端の地上高2,000mm以上を確保する。また、架台、取付金具及びアンカーボルト等は十分な強度を有するものとし、転倒、脱落等のおそれがないよう堅固に固定する。
- c) 換気扇は、両桁行部に一般用換気扇（排気用）を1台ずつ設置する。
- d) 上記空気調和機は新品とする。

2.4.1.5 消火設備

消防設備は、法令等に基づき必要な設備を設置する。設置か所は監督官との協議による。

2.5 設置

設置は、本仕様書によるほか、関係法令等を遵守し実施する。なお、建築基準法、建設業法、消防法、都市計画法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令（以下、“各種法令等”という。）に従い、次のように実施する。

- a) 設置工事は、**別図第3**による。
- b) 電気設備工事は、**別図第1及び4**による。
- c) 空調設備工事は、**別図第2**による。

- d) 火災報知設備は、**別図第5**による。
- e) 搬入及び搬出に当たっては適切な養生を行い、施設およびほかの機器に損害を与えない。
- f) 搬入及び搬出に際し、施設又は機器に何らかの損傷が発生した場合は、直ちに監督官に報告するとともに、契約の相手方の責任及び費用負担により速やかに修復を行い、これにより難い場合は、別途協議する。
- g) 本契約の履行により生じた梱包材等の廃材については、契約の相手方が持ち帰る。
- h) 設置に係る消耗品については、契約の相手方が準備する。
- i) 新品でない、物品を使用する場合については、事前に監督官と協議する。
- j) 設置場所は、航空自衛隊輪島分屯基地R地区（**別図第6**のとおり。）とし、細部設置場所については、監督官と調整する。
- k) 全ての設置物は、令和9年3月31日までに設置を完了し、令和9年4月1日～令和13年3月31日までの間、賃貸借を実施する。
なお、設置完了日は、検査官が完了検査を合格とした日とする。

2.6 保守

保守は、次による。

- a) 契約の相手方は、**2.5 k)**に示す賃貸借の期間中は、設置時における状態を維持するために適切な保守を行う。ただし、明らかに官側の故意又は過失により発生した障害については、保守の対象外とする。
- b) 障害発生時には、緊急に電話連絡が取れるとともに迅速に復旧対応できる保守体制が確立されているものとする。また、保守の連絡先、対応時間及び現地派遣の場合の要員の連絡先を記載した**保守連絡先一覧表**1部を作成し、監督官に提出する。
- c) 保守の窓口は、一元化し、ワンストップサービスで行う。
- d) 保守の提供時間は、平日の課業時間内（9時から17時を基準）とする。ただし、発生した障害が設置部隊の運用に多大な影響を及ぼす場合又は緊急を要する場合は、監督官と調整の上、対応を行う。
- e) 障害復旧要請は、電話、FAX 又は電子メール（以下、“電話連絡等”という。）のいずれかの方法で実施し、契約の相手方は、交通事情、天候等、その他契約の相手方の責に帰しがたい場合を除き、速やかに要員を派遣し、復旧に当たる。ただし、電話連絡で障害の復旧が可能である場合は、この限りではない。
- f) 契約の相手方は、保守作業を行った際は、実施日、作業者名、実施場所、作業内容等を記載した保守作業報告書1部を監督官の確認を得た後、**表2**に示す提出先に提出する。

2.7 撤去

別途契約とする。

3 品質管理

設置上の不備又は契約の相手方の責めに帰すべき事由により不具合が生じた場合は、契約の相手方の負担において修復する。

4 監督・検査

監督及び検査は、次による。

- a) 分任支出負担行為担当官（以下，“分支担官”という。）の定める監督及び検査実施要領により実施する。
- b) この仕様書に基づき、設置作業終了後に、検査官の完了検査を受検する。
なお、契約の相手方は、受検前にあらかじめ各種法令等に定める必要な審査及び検査を受けておく。

5 提出書類

提出書類は表 2 に示すほか、次による。

5.1 設計図面

契約の相手方は**設計図面**（平面図、立面図、断面図、仕上表、矩計図、基礎図、基礎詳細図及び仕様書に示す機能を確認できる設備図）を契約締結後速やかに監督官に提出し、確認を得る。

5.2 役務工程表

契約の相手方は、着手に先立ち、**役務工程表**を作成し、監督官の確認を得て、提出する。また、工程に変更が生じた場合は、速やかに変更を反映した**役務工程表**を監督官に提出し、その指示を受ける。

6 その他の指示

6.1 官公署その他への届け出手続き等

契約の相手方は、官が実施すべき関係法令等に定める関係官公署その他の関係機関への必要な届け出手続き等を、分支担官の委任を受けて実施し、細部は次による。

- a) 届け出手続きを実施する際には、あらかじめ分支担官と必要な調整を行う。
- b) 法令等において必要な届け出等に関しては、遺漏のないよう実施する。

6.2 官側における支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、次の事項について官側の支援を必要とする場合は、事前に官側と調整の上、支援を受けることができる。

- a) 器材及び資材の一時保管
- b) その他必要と認められる事項

6.3 輪島分屯基地内における制約事項

- a) 契約の相手方が役務のため基地内へ立入る場合、**工事業者入門申請書**により許可を受け、入門前にドライブレコーダーの電源を切り、機能の無効化措置を実施する。
- b) 基地内において本契約の履行に必要な場所以外への立ち入りを行わない。
- c) 基地内で知り得た情報について、第三者へ漏らしてはならない。
- d) 役務のため火気等を使用する場合は、**火気等使用申請書**を提出し、許可を受ける。
また、火気等を使用する際は、消火器等を準備し、安全対策の処置を行う。
- e) 基地内における役務時間については、原則、8時15分から17時00分までとし、17時を超えて残業する場合は、**課業時間外作業届**を監督官に提出する。また、日曜日及び祝日は役務を実施しない。やむを得ず、日曜日又は祝日に役務を実施する場合は、事前に監督官と協議の上、許可を得る。
- f) 写真の撮影は、当該履行に関する部分以外の撮影を禁止し、写真及びデータについては用済み後、完全に消去し当該データを保存しない。また、**役務写真**は役務完了後に仕様書及び図面に適合して履行されたこと及び役務の工程が確認でき、維持補修業務の実

施状況並びに計算証明の証拠として満足させるように撮影する。写真は作業前、作業中及び作業後、履行に伴い確認ができなくなる部分を可能な限り同一方向から撮影し、編集した後に提出する。

g) 契約の相手方は、役務に関するデータについて、情報流出等防止に努める。

h) 履行にあたり、滅失又は毀損した場合は、監督官の指示に従い現状に回復する。

6.4 その他必要な要求事項

その他必要な要求事項は次のとおり。

a) 役務にあたり、監督官と密接な連絡を保ち、作業が良好かつ安全に実施できるよう努める。

b) 設計図書は、S I 単位を使用することとする。S I 単位と非S I 単位が併記されている場合は、括弧内を非S I 単位とする。

c) 官側が求める書類の提出には速やかに応じることとする。

表 2－提出書類

番号	名 称	種類	数量	提出期限	提出先	様 式
1	計画通知（法令等により必要となる場合）	紙媒体	1 部	着手 1 か月前までに	奥能登土木総合事務所	県指定による
2	工事届	紙媒体	1 部		市まちづくり推進課	市指定による
3	役務工程表	紙媒体	1 部	契約締結後速やかに	監督官	任意 ^{a)}
4	設計図面	紙媒体	1 部	契約締結後速やかに		任意
5	作業日報	紙媒体	1 部	日々の作業終了後速やかに		任意 ^{a)}
6	役務完了通知書 （法令等により必要となる場合）	紙媒体	1 部	設置完了後速やかに		建築基準法第 18 条
7	役務写真	紙媒体	1 部			任意 ^{a)}
8	役務完了図	紙媒体	1 部			任意 ^{a)}
9	取扱説明書	紙媒体	1 部			任意 ^{a)}
10	保守連絡先一覧表	紙媒体	1 部	賃貸借開始前		任意 ^{a)}
11	保守作業報告書	紙媒体	1 部	保守作業完了後速やかに		任意 ^{a)}
12	産業廃棄物管理票 （マニフェスト）	紙媒体	写 1 部	処分完了後速やかに		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条

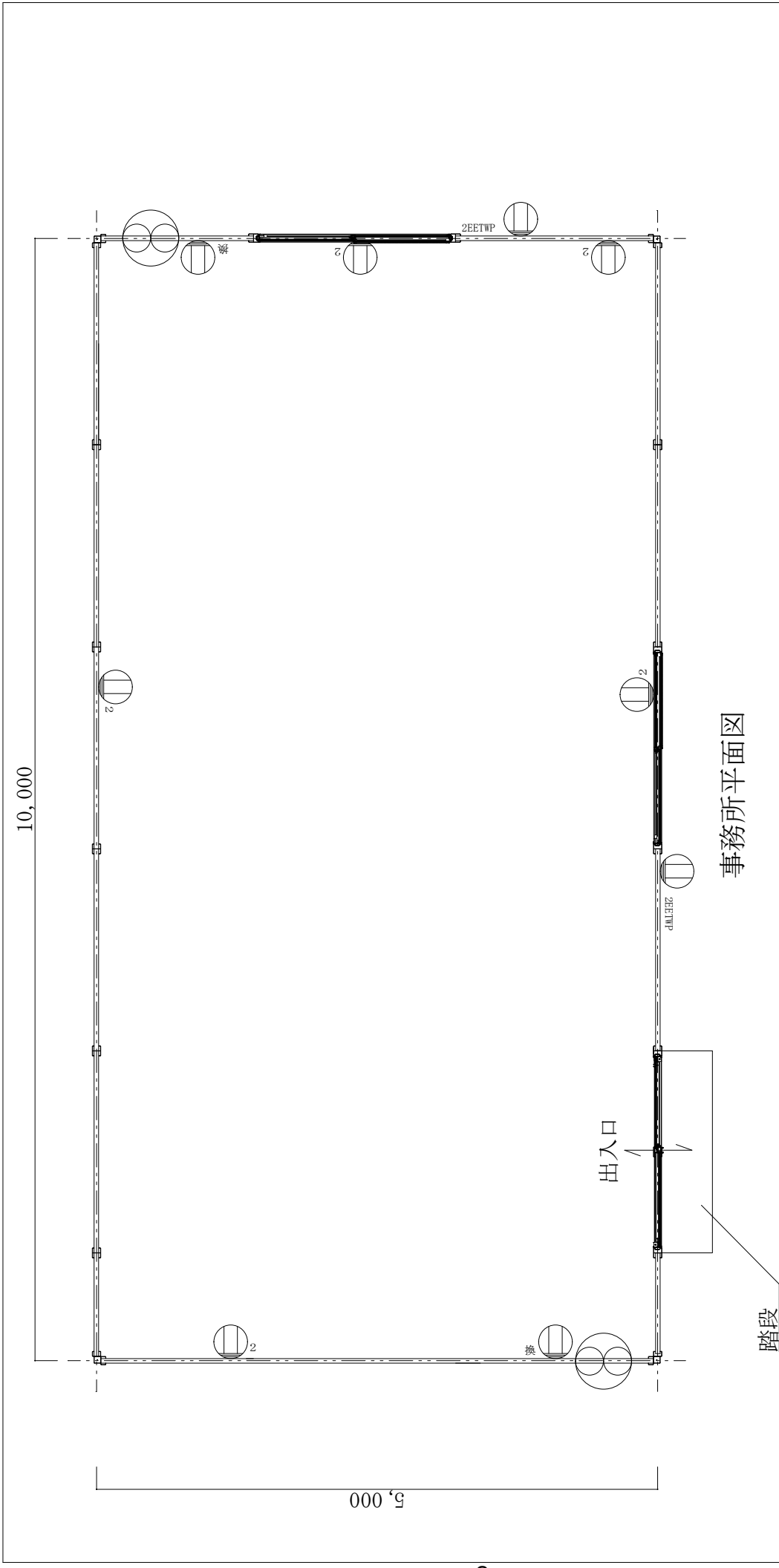
1 3	役務業者入門申請書	紙媒体	1 部	契約後速やかに		官側 ^{b)}
1 4	作業員名簿	紙媒体	1 部	契約後速やかに		任意 ^{a)}
1 5	着手届	紙媒体	1 部	契約後速やかに		官側 ^{b)}
1 6	現場代理人等指名・ 変更通知書	紙媒体	1 部	契約後速やかに		官側 ^{b)}
1 7	略歴書	紙媒体	1 部	契約後速やかに		官側 ^{b)}

表 2－提出書類（続き）

番号	名 称	種類	数量	提出期限	提出先	様 式
1 8	資格・免状の写し	紙媒体	1 部	着手前	監督官	任意
1 9	受任者・下請負者設 定等通知	紙媒体	1 部	都度	監督官	官側 ^{b)}
2 0	施工体制台帳	紙媒体	1 部	都度	監督官	任意
2 1	材料検査願	紙媒体	1 部	都度	監督官	官側 ^{b)}
2 2	課業時間外作業届	紙媒体	1 部	都度	監督官	官側 ^{b)}
2 3	打ち合わせ簿	紙媒体	1 部	都度	監督官	官側 ^{b)}
2 4	引渡書	紙媒体	1 部	完了検査後	監督官	官側 ^{b)}
2 5	火気等使用申請書	紙媒体	1 部	都度	監督官	官側 ^{b)}
2 6	その他監督官が指示 する書類	紙媒体	1 部	都度	監督官	官側 ^{b)}

注^{a)} 紙媒体の大きさは、原則として J I S P O 1 3 8 の A 列 4 番とする。

^{b)} 監督官を通じて示す。



事務所平面図

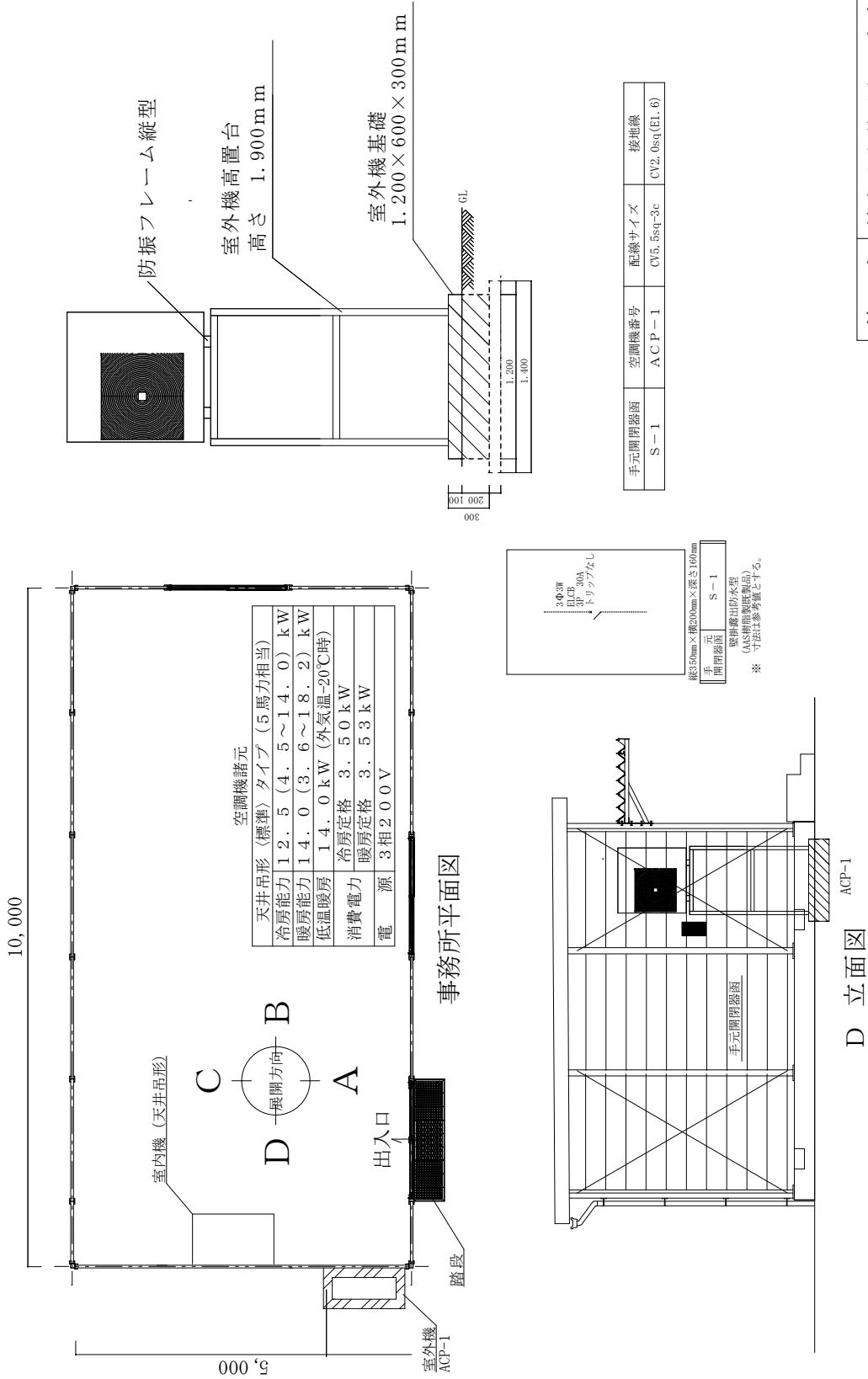
凡例（新設機器）

記号	名称	メーカー	型式	備考
① ₂	接地板コンセント	Panasonic	WN113249	埋込
① ₄	抜止コンセント	Panasonic	WN1061	埋込 FL+2090
① _{2EETWP}	防水コンセント	Panasonic	WK4105	抜止アースタミナル付 15A125V GL+800
⊗	換気扇	Panasonic	FY-16PDED	单相100V 壁面取付形

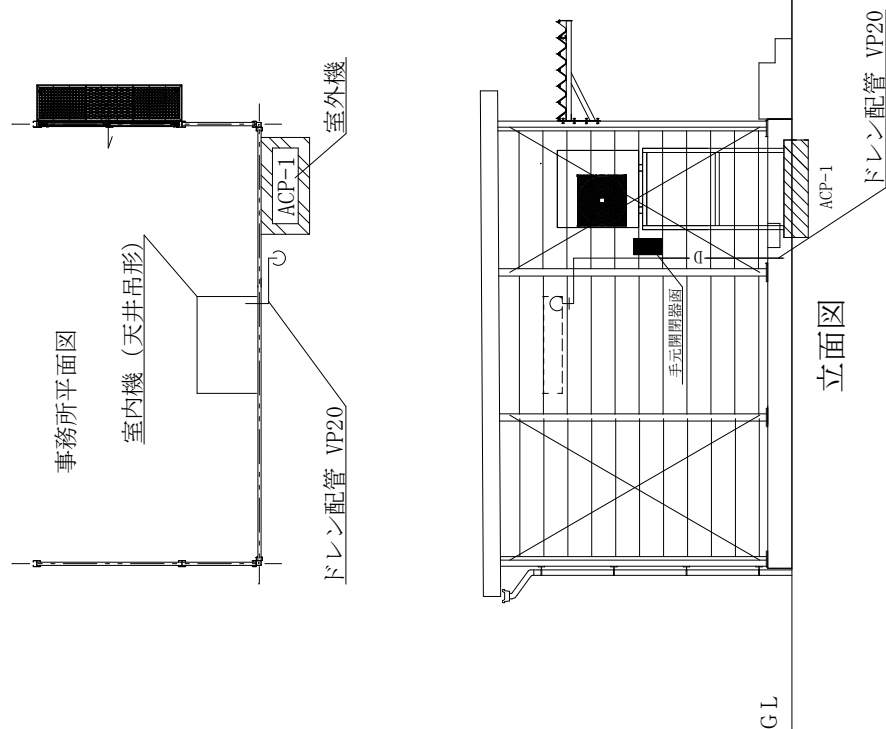
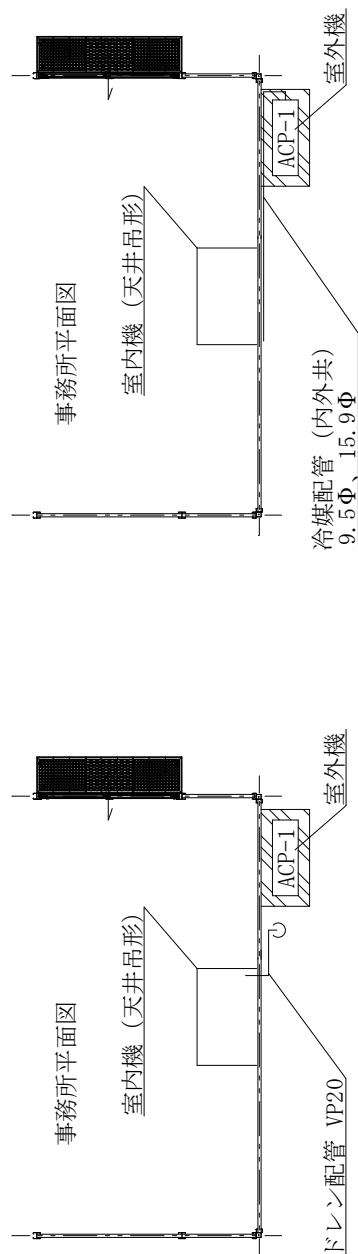
※1 本工事の材料仕様は、上記に記載する製品又は同等以上の性能を有し、これらに明記なき事項については、監督官との協議によるものとする。

※2 上記製品は機種選定のための参考であり、メーカー及び製品を選定するものではない。

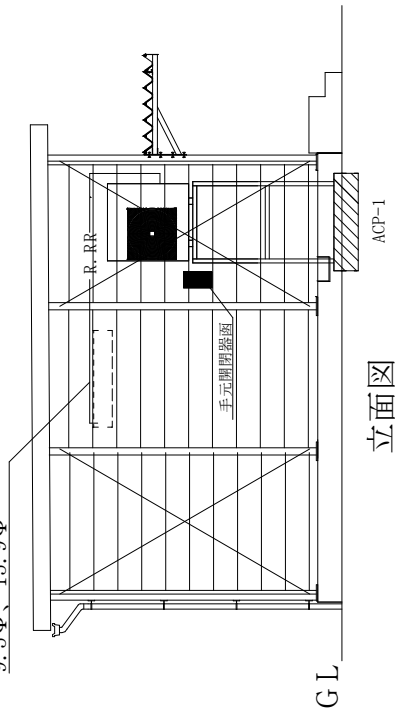
件名	輪島分屯基地仮設事務所の借上
図面名	事務所コンセント設備図
基地名	航空自衛隊輪島分屯基地



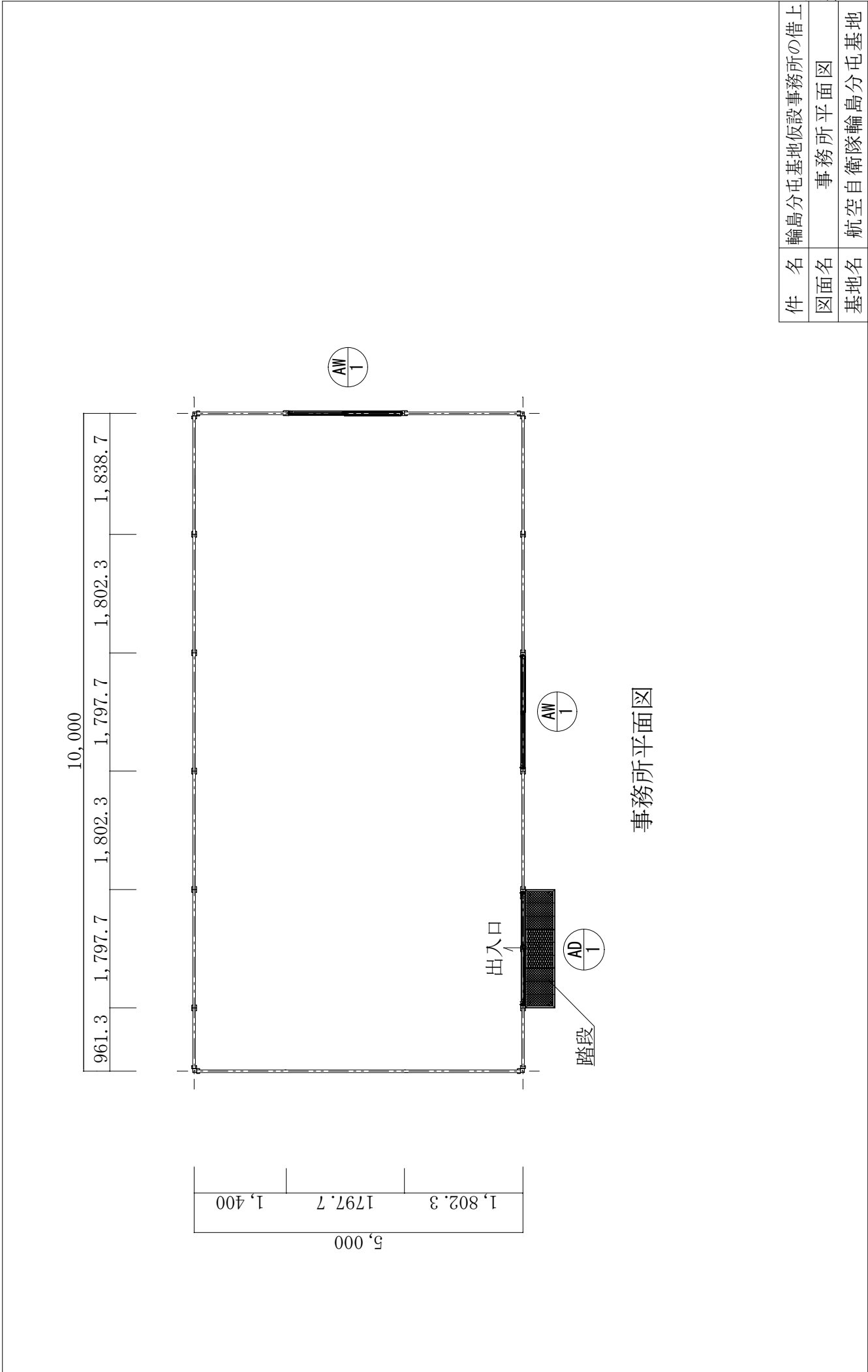
件 名	輪島分屯基地仮設事務所の借上
図面名	空気調和配置図
基地名	航空自衛隊輪島分屯基地



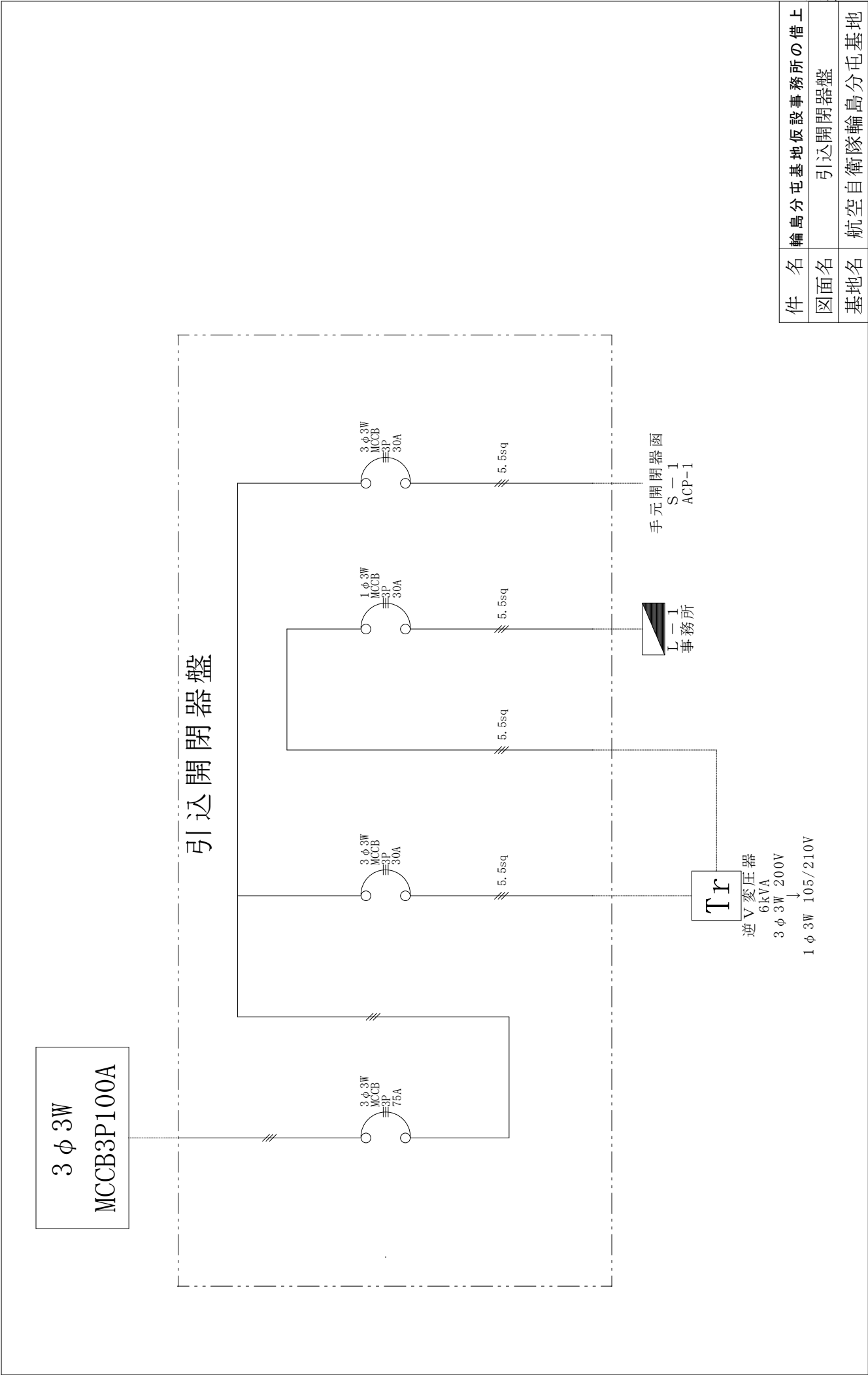
冷媒配管 (内外共)
9.5φ、15.9φ



件名	輪島分屯基地仮設事務所の借上
図面名	ドレン・冷媒配管配置図
基地名	航空自衛隊輪島分屯基地

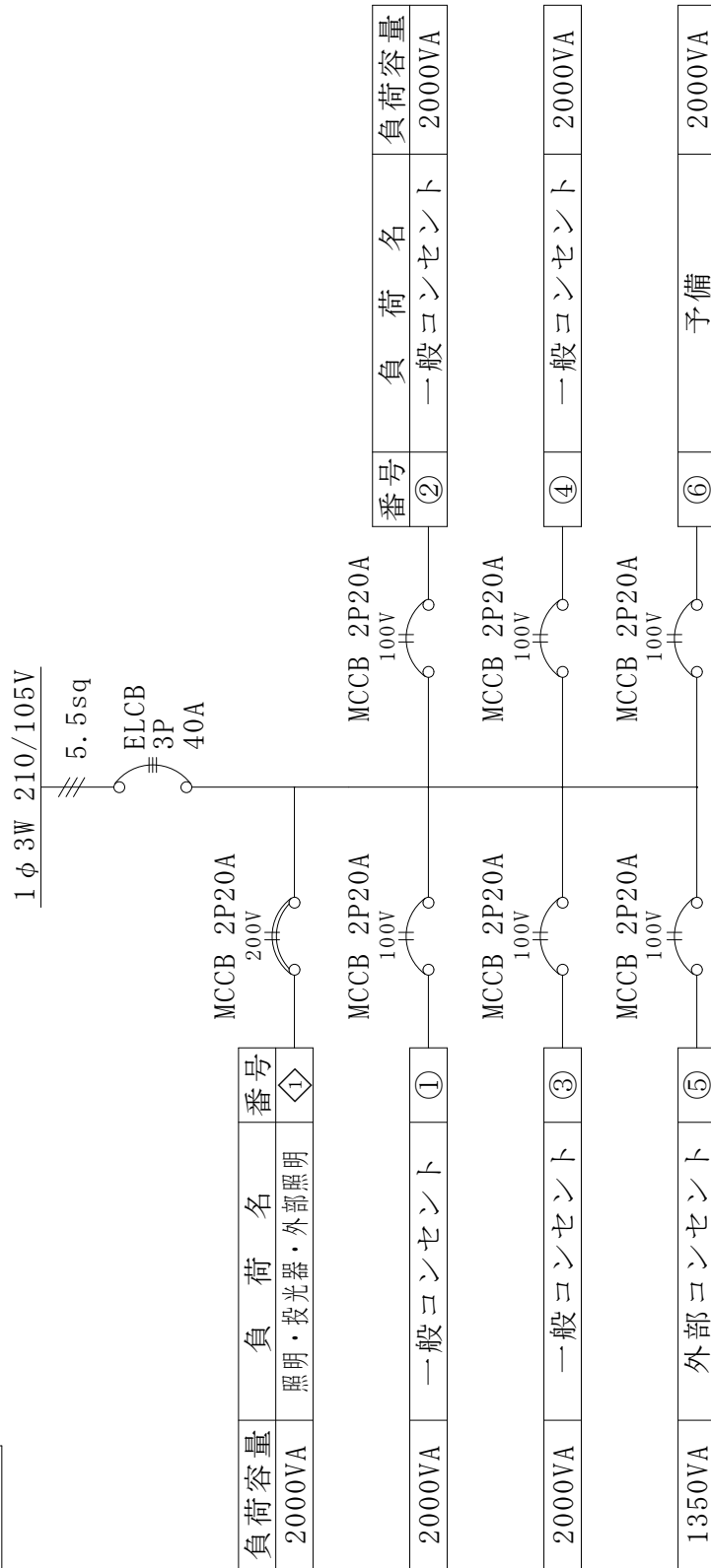


件名	輪島分屯基地仮設事務所の借上
図面名	事務所平面図
基地名	航空自衛隊輪島分屯基地

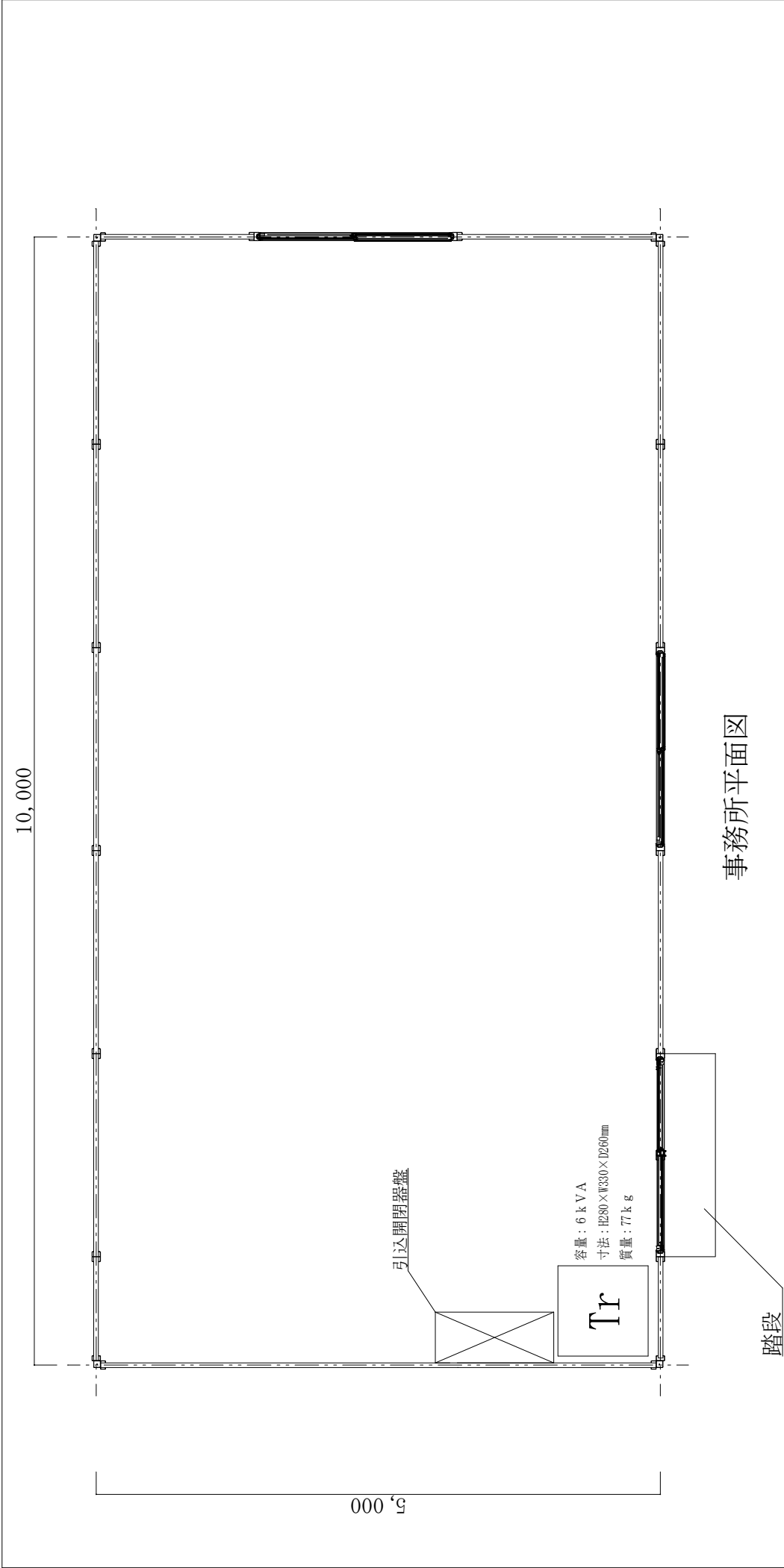


件 名	輪島分屯基地仮設事務所の借上
図面名	引込開閉器盤
基地名	航空自衛隊輪島分屯基地

L - 1



件名	輪島分屯基地仮設事務所の借上	
図面名	L - 1 盤結線図	
基地名	航空自衛隊輪島分屯基地	



凡例 (新設機器)

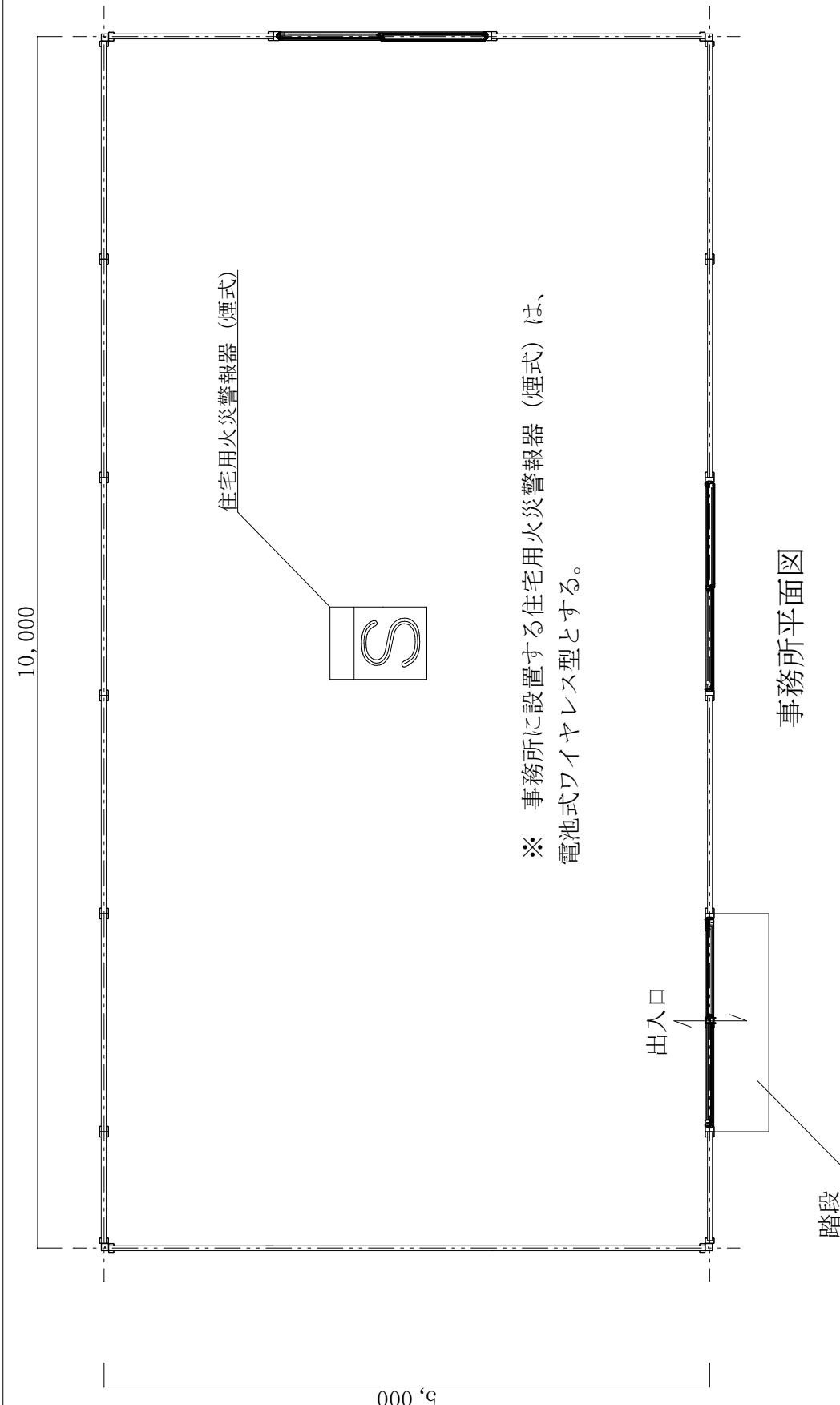
記号	名 称	メーカー	型式	備 考
	引込開閉器盤	日 東工業	FOK20-65	樹脂製 H:500×W:600×D:200 4回路
	単相3線式用絶縁変圧器	鎌田信号機	3EB-6000R	屋内ケース入 3相/単相3線 60Hz 6kVA 210/105V

※1 本工事の材料仕様は、上記に記載する製品又は同等以上の性能を有し、これらに明記なき事項については、監督官との協議によるものとする。

※2 上記製品は機種選定のための参考であり、メーカー及び製品を選定するものでない。

件 名	輪島分屯基地仮設事務所の借上
図面名	事務所電気設備機器配置図
基地名	航空自衛隊輪島分屯基地

件名	輪島分屯基地仮設事務所の借上
図面名	事務所電気設備機器取付標準図
基地名	航空自衛隊輪島分屯基地



※ 事務所に設置する住宅用火災警報器 (煙式) は、電池式ワイヤレス型とする。

事務所平面図

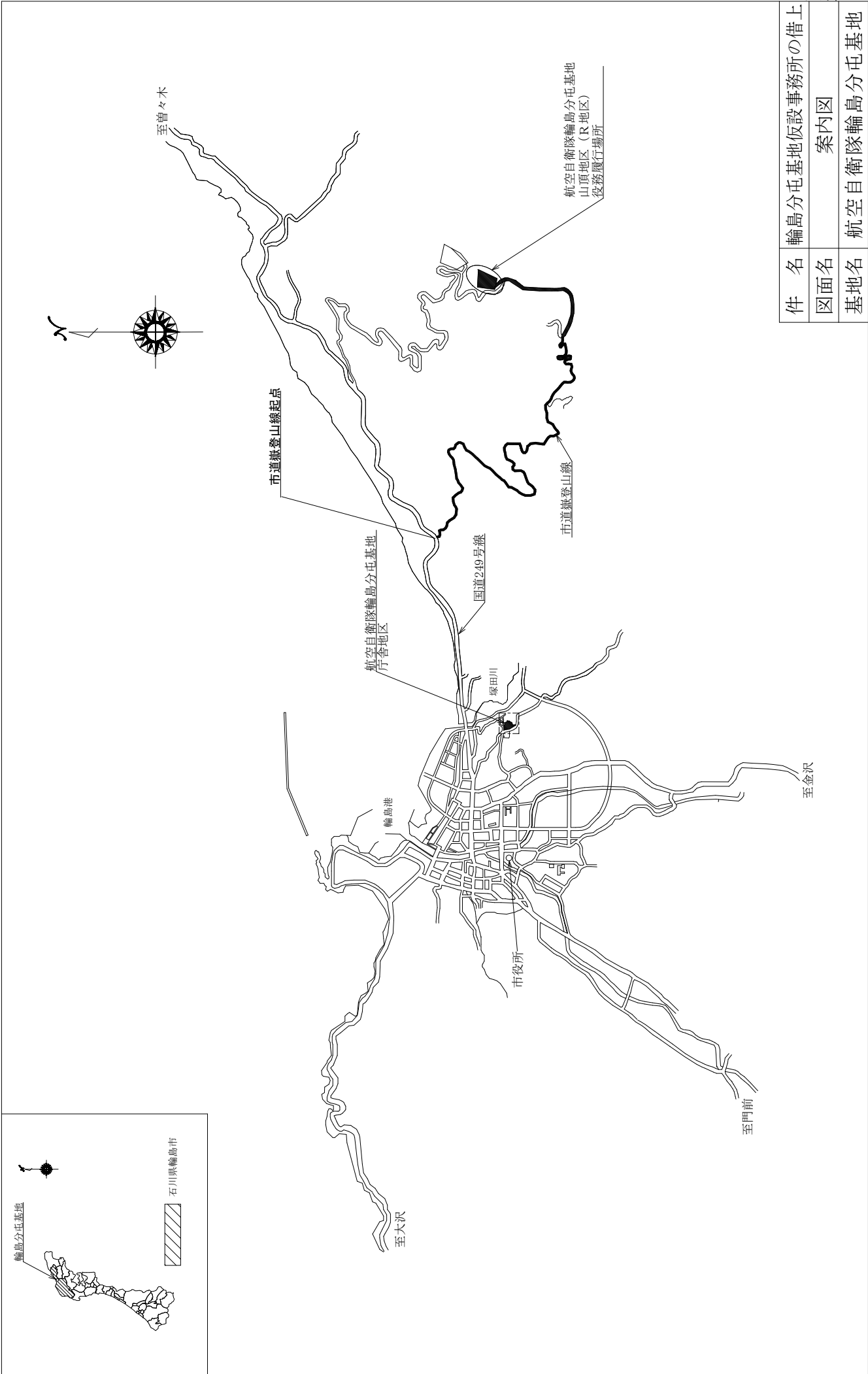
凡例 (新設機器)

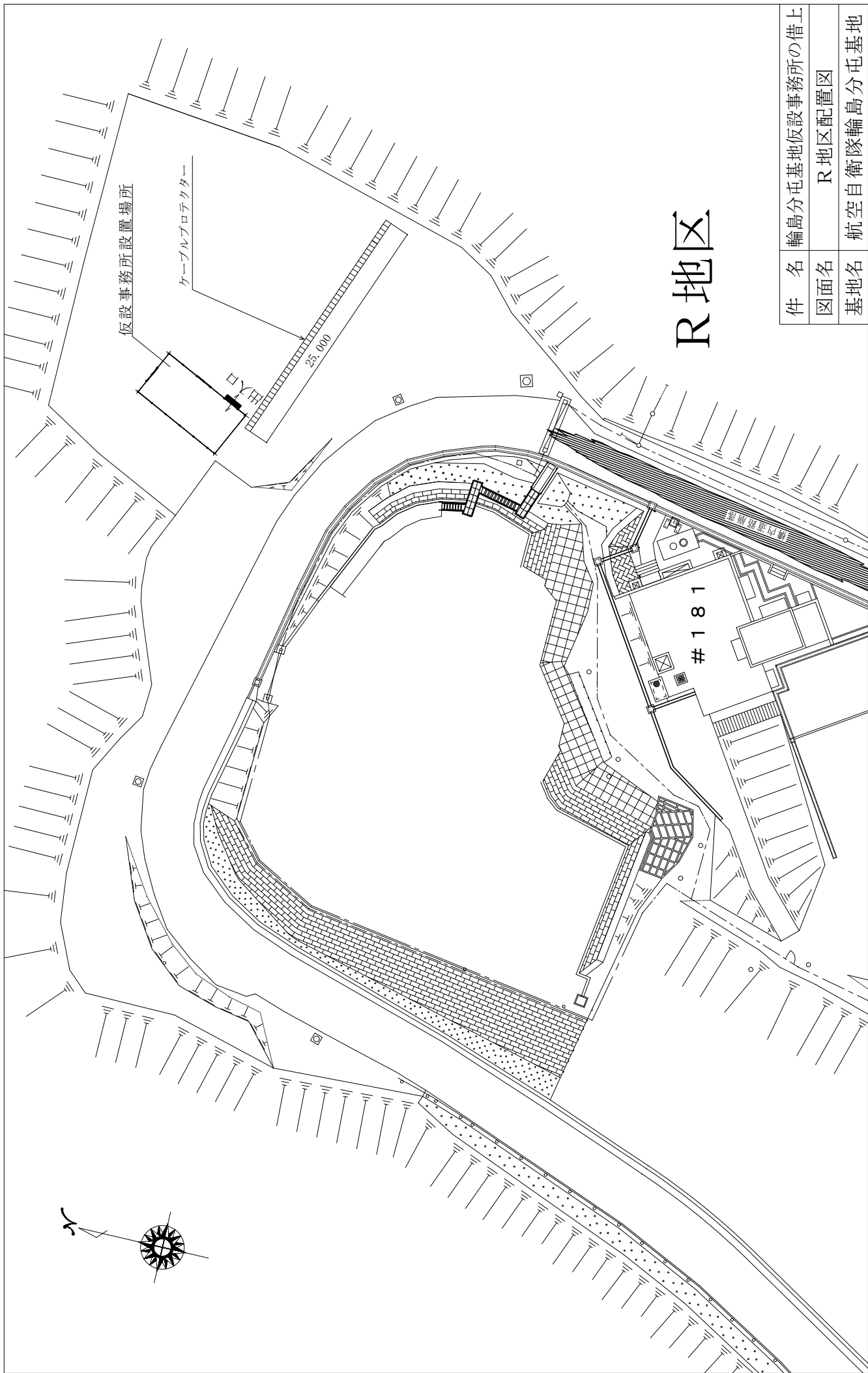
記号	名称	メーカー	型式	備考
S	感知器	Panasonic	SN42712	2種 電池式

※1 本工事の材料仕様は、上記に記載する製品又は同等以上の性能を有し、これらに明記なき事項については、監督官との協議によるものとする。

※2 上記製品は機種選定のための参考であり、メーカー及び製品を選定するものでない。

件名	輪島分屯基地仮設事務所の借上
図面名	事務所火災警報器設置図
基地名	航空自衛隊輪島分屯基地

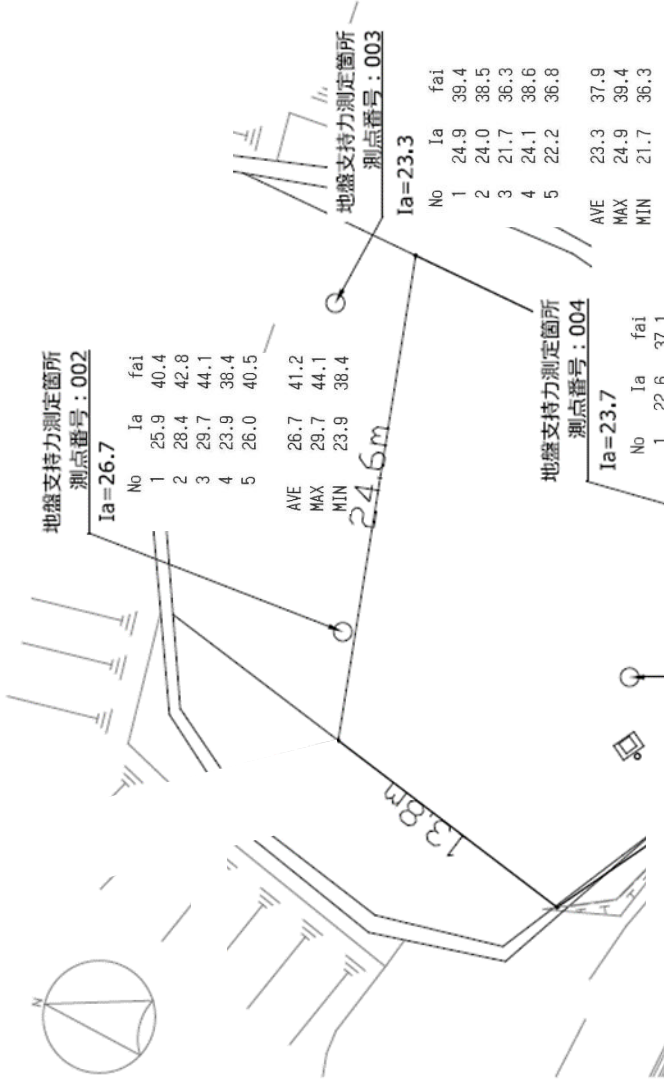




件名	輪島分屯基地仮設事務所の借上
図面名	R地区配置図
基地名	航空自衛隊輪島分屯基地

測定日：2025.9.12

R 地区 地盤支持力測定箇所 位置図 S=1/3000



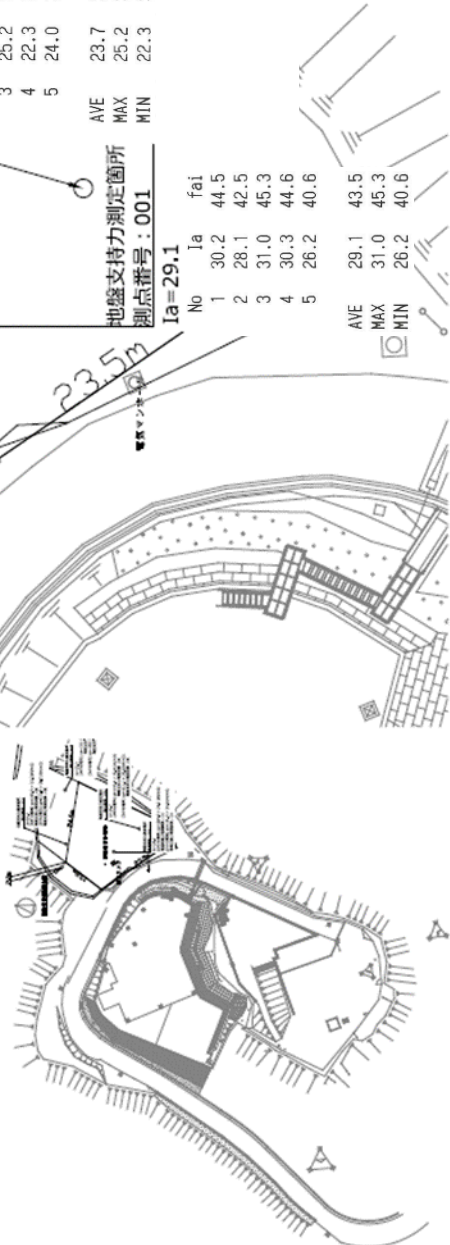
地盤支持力測定箇所
測点番号：001
Ia=29.1

No	Ia	fai
1	30.2	44.5
2	28.1	42.5
3	31.0	45.3
4	30.3	44.6
5	26.2	40.6

AVE 29.1 43.5
MAX 31.0 45.3
MIN 26.2 40.6

【注記】
※本資料は過去の測定結果であり、計画地全域の地盤性状を保証するものではない。本資料は参考資料として活用することができ、契約後の地盤調査結果をもって最終判断を行うものとする。

R 地区 全体図 S=1/10000



件 名	輪島分屯基地仮設事務所等の借上
図面名	R地区地盤支持力測定図
基地名	航空自衛隊輪島分屯基地